

(別紙)

森林由来J-クレジット創出支援委託事業 仕様書

1 委託する業務名

森林由来J-クレジット創出支援委託事業

2 目的

大分県は森林面積が県土の約7割を占めており、カーボンニュートラルの実現に向け、重要な手段の一つとされる森林吸収源によるクレジットのポテンシャルが高い。県内の森林経営者に森林由来J-クレジットの創出のノウハウを習得してもらうことにより、県内における森林由来J-クレジットの創出拡大を図る。

3 事業実施機関

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) 森林由来J-クレジット創出見込み調査

県内森林経営者(市町村を除き、組合を含む。以下、同じ。)の中から、自身が所有・管理する森林等におけるクレジットの創出に関心があり、森林等の状況や規模からより多くの森林由来J-クレジットの創出が期待できる者を3者程度ピックアップしたうえで、その森林由来J-クレジット創出量を調査し提示する。当該調査は、森林経営計画などの既存資料を活用した書面調査によることを前提とする。

(2) 森林由来J-クレジットプロジェクト計画書作成支援

県内森林経営者で、森林由来J-クレジットの創出のためにプロジェクト計画書の作成を行う者に対して支援を行う。支援内容は、プロジェクト計画書作成及び事務局へのプロジェクト登録の申請手続きにおける助言、必要に応じて現地調査への同行等とする。対象者は3者程度とする。なお、審査機関によるプロジェクト計画書の妥当性確認に係る費用は、本業務には含めない。

(3) その他必要な事項

※実施にあたっては、随時県と協議すること。

5 成果品の納品

本委託業務の成果物として、以下のものを提出すること。

ア 中間報告書(参考様式。令和6年11月29日まで)

イ 成果報告書(令和7年3月31日まで)

6 打ち合わせ・協議

本業務を適切に遂行するため、必要に応じて県と随時打ち合わせ・協議を実施するものとする。なお、打ち合わせ・協議は対面又はWebで行うものとし、行った際は、受託者側で議事録を作成し、打合せ・協議後4日以内に県に提出すること。

7 その他業務実施上の条件

- (1) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合には、県と受託者で協議し、変更内容等について決定するものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を作成・提示すること。
- (3) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、県が著作物を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。